

袖ヶ浦市交流センター使用料の減免団体の登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年条例第21号。第4条において「条例」という。）第17条の規定に基づき、交流センターの使用料（以下「使用料」という。）を減免する場合について、袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和6年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の登録)

第2条 規則第12条第2項に規定する団体のうち、社会教育関係団体（袖ヶ浦市社会教育関係団体の登録に関する基準第6条の規定により、登録証の交付を受けた団体をいう。）を除く団体が、使用料の減免を受けようとするときは、あらかじめ袖ヶ浦市交流センター使用料減免団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、毎年3月末日までに行うものとする。ただし、新たに団体を設立し、又は登録基準に該当することとなった場合はこの限りでない。

3 市長は、第1項の申請により減免登録を行った場合は、減免登録を受けた団体（以下「減免団体」という。）に対し、袖ヶ浦市交流センター使用料減免団体登録通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

4 前項の登録にかかる使用料の減免は、減免団体登録通知のあった年の4月1日か当該通知を受け取った日のどちらか遅い日から翌年の3月31日までとする。

(登録内容の変更又は団体解散の届出)

第3条 減免団体は、登録の内容を変更したときは袖ヶ浦市交流センター使用料減免団体登録事項変更届（様式第3号）により、当該団体を解散

したときは、袖ヶ浦市交流センター使用料減免団体解散届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(減免登録の取消し)

第4条 市長は、減免団体が次のいずれかに該当するときは、減免登録を取り消すことができる。

(1) 活動を停止したとき。

(2) 条例第14条第1項第1号から第4号までの規定により、使用許可の取消し等をされたとき。

2 市長は、必要があると認めたときは、減免団体に対しその活動に関する報告又は書類の提出を求めることができる。

3 市長は、前1項の規定により登録を取り消したときは、当該団体に対し、袖ヶ浦市交流センター使用料減免団体取消通知書(様式第5号)により、速やかに通知するものとする。

(委任)

第5条 この要領で定めるもののほか、減免登録の手續に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に袖ヶ浦市社会教育施設使用料の減免団体の登録に関する要領の一部を改正する要領による改正前の袖ヶ浦市社会教育施設使用料の減免団体の登録に関する要領の規定によりされた処分、手續その他の行為は、この要領の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 交流センターの施設等の使用等に関する事務その他必要な準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。